

契 約 書 （案）

京都市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（代表企業）、〇〇〇〇株式会社、〇〇〇〇株式会社を構成員とするグループ（以下「乙」という。）は、京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）（以下「本事業」という。）について、以下のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、乙が甲に提供する照明設備 LED 化改修工事の設計、施工、維持管理、検証及び省エネルギーと電気料金削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）のために必要な LED 照明設備を甲の施設内に設置する工事（以下「改修工事」という。）及び乙の甲に対する ESCO サービスの提供を行うことを目的とする。

（契約の要領）

第 2 条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 委託事業 京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）
- (2) 履行場所 別表の区役所総合庁舎 3 施設
- (3) 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 契約期間 令和 3 年 月 日から令和 4 年 3 月 1 5 日まで
- (5) LED 照明設備の設置期限 令和 4 年 2 月 2 8 日まで
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 委託事業内容 別紙「京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2） 実施計画書」のとおり

（権利義務譲渡の制限）

第 3 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

（再委託の禁止等）

第 4 条 乙は、委託事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他、甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 乙及び前条第2項に規定する受任者又は下請負人は、委託事業の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した改修工事の内容で、第三者が容易に知り得ないことをいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

3 前2項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(LED照明設備の施工等)

第7条 乙は、自己の負担において、令和4年2月28日までの間にESCOサービスを提供するための改修工事を実施し、ESCOサービスを甲に提供するとともに、令和4年3月15日までの第15条第3項に規定する完成検査を合格した日をもって設備を甲に引き渡すものとする。

2 乙は、改修工事を行うに当たって、第2条第2号に規定する履行場所における甲の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、履行場所を来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに設計図、請負代金内訳書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

4 乙は、監督員及び各事業対象施設の施設管理者と工程についての調整を行ったうえ、工事施工計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

5 乙は、工事写真及び打合せ議事録等の工事記録を作成し、第15条第2項に定める完成届に添付するものとする。

6 乙は、改修工事の施工に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。

7 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8 乙は、履行場所又は設置したLED照明設備に緊急の事態が生じたときは、これに対応するため、甲に通知のうえ、履行場所に立ち入ることができるものとする。

9 暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事を施工できないときは、甲は、改修工事の中止内容を直ちに乙に通知し、改修工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。

- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事の中止内容を乙に通知し、改修工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 11 前2項の規定により改修工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、改修工事の完了日について、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(監督員)

第8条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更した時も、同様とする。

- 2 監督員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図書等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる次の各号のいずれかの者を定め、書面により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は監理技術者を変更したときも、同様とする。

- (1) 主任技術者
- (2) 監理技術者
- 2 前項の現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 4 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権

限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 5 乙は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

(運転管理等)

第10条 乙は、甲との協議により、十分な省エネルギー効果を発揮するよう ESCO サービスを提供しなければならない。

- 2 甲及び乙は、契約期間内において互いの承諾なしに、LED 照明設備の増設又は改造を行ったり、そのいずれかの部品の取替え又は撤去を行わないものとする。

(甲の通知義務)

第11条 甲は、契約期間内において LED 照明設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 2 甲は、保証期間内において LED 照明設備の故障又は不具合を発見したときも同様とする。

(維持管理)

第12条 乙は、第11条各項の規定による通知を受けたときは、直ちに点検を行い、ESCO サービスの提供に支障を来さないよう、甲の承諾を受けて修繕、交換等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により乙が LED 照明設備の修繕、交換等を行う際の経費については、乙がこれを負担する。
3 乙は、甲の建物の照明の快適性能を従来どおり維持するものとする。

(ベースライン)

第13条 ESCO サービスによる削減対象とする1年間の電気使用料の基準額は、令和元年4月1日から令和2年3月31日までの1年間に甲が支払った履行場所に係る電気料金の実績額とし、36,553千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(電気使用料削減予定額)

第14条 ESCO サービスによる電気使用料削減予定額(以下「削減予定額」という。)は、令和元年4月1日から令和2年3月31日までの1年間の電気料金の単価を基に算出した額とし、金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(検査)

第15条 乙は、乙の費用負担で LED 照明設備の完成検査を行わなければならない。

- 2 乙は甲に完成届を提出する前に、事前に乙の費用負担で LED 照明設備の自社検査を行

わなければならない。

- 3 乙は、ESCO 設備が実施計画書に記載された内容を満たしていることを検査し、完成図書を添付し、完成届を甲に提出する。
- 4 甲は乙より完成届を受理したときは、速やかに完成検査を行うものとする。

(ESCO サービス料の算出)

第16条 甲は、乙が負担する以下の各号に要する費用の総額を本事業の ESCO サービス料とする。

- (1) 現地調査及び詳細設計の実施
- (2) 施工図面及び実施計画の作成
- (3) 契約に要する経費（印紙代は、乙の負担とする。）
- (4) 使用する機器の調達
- (5) 施工に当たり必要となる官公庁への届出等の手続事務
- (6) 工事施工
- (7) 施工監理
- (8) 撤去した設備の運搬・廃棄
- (9) その他、本事業の実施に伴う経費
- (10) 乙の利益

(契約代金の請求及び支払)

第17条 第15条第3項の完成検査に全て合格したときは、乙は、ESCO サービス料を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期間」という。）に ESCO サービス料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、支払期間内に ESCO サービス料を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に瑕疵を発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を乙に返付することができる。この場合、当該返付した日から、乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

(損害賠償)

第18条 乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、この

限りではない。

- 2 甲は、自己の責めに帰する事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
- 3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(火災保険等)

- 第19条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を火災保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
 - 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(紛争の解決)

- 第20条 この契約に関し、甲と乙との間で紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、甲と乙がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

- 第21条 乙は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(補則)

- 第22条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、甲と乙が協議して定める。

甲及び乙は、上記及び特記事項により契約を締結するものとし、本契約書〇通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市

代表者

京都市長

門川 大作

㊟

乙 代表企業

住 所

名 称

代表者

㊦

構成員

住 所

名 称

代表者

㊦

構成員

住 所

名 称

代表者

㊦

構成員

住 所

名 称

代表者

㊦

特記事項

(受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあつては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(受注者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に

該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

- (3) 受注者が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

（不当介入の場合の報告書の提出等）

- 第4条 受注者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。
- 2 受注者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。
 - 3 発注者及び受注者は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

（消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更）

- 第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

別表（第2条関係）

施設名称	所在地
左京区総合庁舎	左京区 松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
右京区総合庁舎	右京区 太秦下刑部町12番地
伏見区総合庁舎	伏見区 鷹匠町39番地の2